



株主各位

第87期定時株主総会資料

電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項

■ 事業報告	
会計監査人の状況	1 頁
会社の体制及び方針	2 頁
■ 連結計算書類	
連結株主資本等変動計算書	9 頁
連結注記表	10 頁
■ 計算書類	
貸借対照表	21 頁
損益計算書	22 頁
株主資本等変動計算書	23 頁
個別注記表	24 頁
■ 監査報告書	
計算書類に係る会計監査人の監査報告	32 頁

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

■ 事業報告

会計監査人の状況

1 名称

有限責任 あずさ監査法人

2 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	71百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	91百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的に区分もできませんので、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、ウチダエムケーSDN.BHD.及び内田洋行グローバルリミテッドは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

4 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性及び独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められた場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

会社の体制及び方針

1 業務の適正を確保するための体制

当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループにおけるコンプライアンス体制の基礎として、社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、体制の整備、運用、維持、見直しを行ってまいります。
- ② 「内田洋行グループ行動規範」を制定し、当社グループの役員・社員全員に対し、自らの行動が「法令を遵守し、社会倫理に則った行動」となっているかについての意識づけを徹底するとともに、必要に応じて各担当部署にて、規則・ガイドラインの策定、研修を行うものいたします。
- ③ 内部監査部門として社長直轄の内部監査室を設置します。内部監査室は、監査役監査及び会計監査とも連携しながら当社グループにおけるコンプライアンス体制の整備状況ならびに運用状況についてモニタリングを行うことといたします。
- ④ 取締役は重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく取締役会において報告するものいたします。
- ⑤ 法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実についての内部通報体制として、総務法務部及び人事部、顧問弁護士ならびに社外の窓口業務委託先を直接の情報受領者とする内部通報システム「内田洋行グループホットライン」を設置し、「内田洋行グループ内部通報規程」に基づき、その運用を行うことといたします。
- ⑥ 監査役は法令遵守体制及び内部通報システム「内田洋行グループホットライン」の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものいたします。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報につきましては、文書管理規程を設けその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理を行います。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものといたします。

当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループは、経済市況等の変動による市場リスク、法、条例等の改正による公的規制リスク、製品及びサービス等の欠陥による品質リスク、国内外の取引先、提携先等に関わるリレーションリスク、その他様々なリスクに対処するため、それぞれのリスクを把握・管理するための責任部署を設置するなどのリスク管理体制を整え、グループ全体でのリスクの把握、管理に努めます。
- ② 自然災害や製品事故等当社グループの事業に多大な影響を及ぼす事象の発生が認められれば、直ちに社長をリーダーとする「災害対策本部」や「製品事故緊急対策本部」を設置し、社内各部署及び外部アドバイザリーチームを組織し、迅速な初期対応を行うことにより、損害の拡大を防止し、これを最小に止める体制を整えます。

当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社グループでは、取締役会を月1回等定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものといたします。
- ② 当社グループ各社における取締役会の決定に基づく業務執行につきましては、職務分掌規程、責任権限規程（権限基準表）等において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めることといたします。
- ③ 当社は、3事業年度を期間とする中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、事業年度ごとのグループ全体の重点経営目標を定めます。
- ④ グループ情報システム基盤を構築し、業務の標準化と情報の共有及び業務の効率化を推進いたします。
- ⑤ 当社グループ各社の間接業務を集中して行う体制を整え、業務の効率化と品質向上及びコスト削減を図ることといたします。

当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、グループ運営規程を定め、当社子会社に対し、財務状況その他の重要事項について当社への定期的な報告を義務付けます。

その他の当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社子会社各社に取締役を派遣し、取締役会を通して当該子会社の経営に対する管理・指導を行います。
- ② 当社管理・企画部門はそれぞれの該当職務から、当社子会社への管理・指導を行うことにより業務の適正を確保いたします。
- ③ 当社グループのモニタリングは内部監査室が担当いたします。
- ④ 当社監査役又は使用人が当社子会社の監査役に就任し、業務執行状況を監査いたします。
- ⑤ 当社子会社における経営上の重要事項については、グループ運営規程に従い、当社の事前承認事項といたします。

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人として専任者を置き、監査役の指揮命令に従うことといたします。

監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役の職務を補助すべき使用人は、その職務に関して、取締役及び使用人の指揮命令を受けません。
また、当該補助使用人の人事異動・人事評価等につきましては、監査役の同意を得て決定することといたします。
- ② 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役からの指示に基づく監査業務を遂行するために必要な調査権限や情報収集の権限を有するものとし、各執行部門はこれに協力しなければならないことといたします。

取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものいたします。前記にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役会及び使用人に対して報告を求めることができることいたします。

当社子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

- ① 業務執行に関する事項については、当社子会社の執行部門や当社から派遣した取締役等を通じて監査役に報告するものいたします。
- ② 当社子会社の役員・社員は、重大な法令違反行為、不正の事実等当社又は当社子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見した場合は、速やかに監査役又は監査役会に報告するものいたします。
- ③ 監査役は、当社子会社の役員・社員に対し、必要に応じて報告を求めることができ、報告を求められた役員・社員は、速やかに適切な報告を行うものいたします。
- ④ 内部通報システム「内田洋行グループホットライン」の運用状況は、定期的に監査役に対して報告するものいたします。
- ⑤ 当社子会社に対する内部監査の結果は、内部監査室から監査役に対して報告するものいたします。

監査役に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告を行った当社グループの役員・社員に対し、当該報告をしたことを理由として解雇その他の不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員・社員に周知徹底いたします。

監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 当社は、監査役職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、監査役の意見を聞いたうえで、毎年一定額の予算を設けることいたします。
- ② 監査役から外部の専門家（弁護士、公認会計士等）を利用した場合の費用など、緊急の監査費用について前払や償還を求められた場合は、当該監査役職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、その費用を負担するものいたします。

その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査の実施に当たり、監査役が必要と認める場合においては、顧問弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を行うことができます。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関わりを持たず、不当な要求に対しては毅然とした姿勢で対応いたします。また、この基本方針を「内田洋行グループ行動規範」に明記し、組織全体として対応することいたします。

2 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前記業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

コンプライアンスに対する取組みの状況

社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を2回開催し、内部通報内容をはじめとする重点確認事項に関し、主管部署から報告を受け運用状況の確認を行いました。

当社グループの役員・社員に向けて、コンプライアンスの重要性に関するメッセージを社長から発信するとともに、当社グループの役員・社員全員を対象としたコンプライアンス研修、その他テーマ毎の研修やモニタリングを実施するなど、コンプライアンス意識の向上に取り組みました。

「内田洋行グループホットライン」に入った通報については、通報内容の事実確認、必要な改善措置を行い、通報者に結果を報告することで、適切に対応しております。さらに、当社及びグループ会社の通報対応の担当者において、ホットラインの運用状況について意見交換を行うとともに、通報対応の基本動作について改めて情報共有することにより、通報に対応する体制の強化を行いました。

また、内部監査につきましては、内部監査基本計画に基づいて監査を実施し、その結果を取締役会に報告しております。

職務執行の適正及び効率性の確保に対する取組みの状況

取締役会は、当事業年度末において社外取締役3名を含む取締役9名で構成され、社外監査役3名を含む監査役4名も出席しております。取締役会は15回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

当社は、経営と業務執行に関する機能と責任を明確化するため執行役員をおき、意思決定の迅速化・効率化を図っております。

当社グループ各社の間接業務を集中して行う子会社をおき、業務の効率化の体制を整えております。

損失の危険の管理に対する取組みの状況

当社グループの主要な損失の危険について、取締役会及びコンプライアンス委員会等を通じて各責任担当部署から定期的に報告を受けるとともに、品質、環境、情報セキュリティに関しましては、マネジメントレビュー会議において、リスクの管理状況の確認を行いました。

当社は、自然災害等により生じる損害の拡大を最小に止めるために、事業継続マニュアルを整備し、当社の役員・社員に対し「初動対応ポケットマニュアル」を配布しております。

当社グループにおける業務の適正の確保に対する取組みの状況

当社子会社の経営管理につきましては、当社のグループ経営推進部にて子会社の経営管理体制を整備、統括するとともに、グループ運営規程に従い、子会社から当社の主管部門に、事前に承認申請又は報告を行っております。また、内部監査部門は、子会社に対する監査を実施しており、グループ経営に対応したモニタリングを実施しております。

監査役監査の実効性の確保に対する取組みの状況

監査役会は、当事業年度末において社外監査役3名を含む監査役4名で構成されています。監査役会は8回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。

また、監査役はコンプライアンス委員会に出席するほか、稟議書等を常時閲覧することにより、監査の実効性の向上を図っております。

反社会的勢力排除に対する取組みの状況

新規取引先との契約締結に際しては、反社会的勢力排除条項の契約書への記載を必須としているほか、警察等の外部専門機関や関連団体との情報交換を継続的に実施しました。

3 会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、2007年9月3日開催の取締役会において、以下のとおり「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下、基本方針といいます。）を決定いたしました。

当社は、当社の株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えます。従って、当社の財務及び事業の方針の決定を支配することが可能な数の株式を取得する買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様のご意思に委ねられるべきものと考えます。

当社は、企業価値や株主共同の利益を確保・向上させていくためには、人的資産を中長期的視点で育成し、常に新しい技術・デザインを吸収し、事業パートナーとの信頼関係や、優良な顧客基盤を維持・拡大することが不可欠と考えております。

しかし、株式の大量買付行為のなかには、買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることにならないものも存在します。当社は、このような不適切な株式の大量買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではなく、このような者による大量取得行為に対しては必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

② 基本方針の実現に資する取組み

＜企業価値向上のための取組み＞

当社グループは、前中期経営計画に引き続き、第17次中期経営計画（2025年7月期～2027年7月期）を策定いたしました。当中期経営計画では、ICT構築と環境構築という当社グループが培ってきたユニークなリソースを最大限に活用し、AI・データ活用に積極的に取り組みながらこれまでのマネジメント変革をグループ全体に拡げることで、更なるベースラインアップを図ることを基本方針とします。そのうえで、社会構造変化への対応を準備のフェーズから実施の段階へと移行し、将来の成長に向けた投資、長期的な事業の安定を図るための経営基盤への投資を進めてまいります。

＜コーポレート・ガバナンスについて＞

当社は、コーポレート・ガバナンス強化のため、執行役員制度を導入し、経営管理機能と業務執行機能の分離を進めているほか、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制の確立と取締役の経営責任を明確にするために取締役の任期を1年とする等の施策を実施しております。取締役の選解任・指名にあたっては、独立社外取締役が過半数を構成する指名委員会で協議・検討され、また、社外取締役は、取締役会における意思決定及び監督の両面において客観的な立場から様々な助言や提言を行っております。

コンプライアンスに関しては、毎年12月1日を「コンプライアンスデイ」と定め、コンプライアンスの意義について確認するとともに、「内田洋行グループ行動規範」を制定し、当社グループをあげて、その徹底に努めております。

以上の諸施策は、全てのステークホルダーとの良好で継続的な関係が維持できて初めて実現するものであります。中でも、企業経営の最大資源は人（社員）であり、当社は一貫して、企業力の源泉は人（社員）と認識し、「人財」を育成しお客様の創造に取り組んでまいりました。当社の基本理念である「お客様の成長支援」は、こうした「人財」を核とし、中長期的な経営視点に立って、お客様とともに成長することで、初めて成り立つものと考えております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社取締役会は、当社株式に対する大量買付が行われた際に、当該大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な時間及び情報を確保するとともに、株主の皆様のために大量買付者と協議・交渉等を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するための枠組みが引き続き必要不可欠であると判断しました。

そのため、当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一環として、2007年10月13日開催の第69期定時株主総会における承認に基づき、「当社株式の大量買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」を導入しました。その後、4回の更新を経て、2022年9月8日開催の取締役会において、「当社株式の大量買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下、本項目において、更新後の対応策を「本プラン」といいます。）を更新することを決議し、同年10月15日開催の第84期定時株主総会において本プランの更新について承認を得ております。

本プランは、当社株式の大量買付行為が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買付者等との協議・交渉等の機会を確保すること等により、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としております。

本プランは、当社の株券等に対する買付もしくはこれに類似する行為又はその提案（以下「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株券等の買付等を行う場合、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等には、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権の無償割当ての方法により割り当てます。本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買付者等以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買付者等の有する当社の議決権割合は、最大3分の1まで希釈化される可能性があります。本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役会の恣意的判断を排するため、独立性の高い社外者等から構成される独立委員会の客観的な判断を経ることとしております。また、これに加えて、本新株予約権の無償割当ての実施に際して独立委員会が株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することを勧告した場合には、当社取締役会にかかる株主総会を招集するものとされております。さらに、こうした手続の過程については、株主の皆様への情報開示を通じてその透明性を確保することとしております。

(注)なお、本プランの有効期間は、2025年10月11日開催予定の第87期定時株主総会終結の時までとなっておりますので、2025年9月9日開催の取締役会において、同定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、当社株式の大量買付行為に関する対応方針（買収防衛策）を更新することを決定いたしました。その内容につきましては、株主総会参考書類に記載のとおりであります。

④ 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

また、本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであります。従って、本プランは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

■ 連結計算書類

連結株主資本等変動計算書（2024年7月21日から2025年7月20日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	5,000	34	49,123	△1,391	52,766
会計方針の変更による 累積的影響額			364		364
会計方針の影響を反映した 当連結会計年度期首残高	5,000	34	49,487	△1,391	53,131
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,166		△2,166
親会社株主に帰属する 当期純利益			9,825		9,825
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		46		26	72
株主資本以外の項目の当連結 会計年度中の変動額（純額）					
当連結会計年度中の変動額合計	－	46	7,658	24	7,729
当連結会計年度末残高	5,000	80	57,146	△1,366	60,860

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当連結会計年度期首残高	8,438	788	2,182	11,409	247	64,424
会計方針の変更による 累積的影響額						364
会計方針の変更を反映した 当連結会計年度期首残高	8,438	788	2,182	11,409	247	64,788
当連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△2,166
親会社株主に帰属する 当期純利益						9,825
自己株式の取得						△1
自己株式の処分						72
株主資本以外の項目の当連結 会計年度中の変動額（純額）	△736	△302	△683	△1,722	9	△1,712
当連結会計年度中の変動額合計	△736	△302	△683	△1,722	9	6,016
当連結会計年度末残高	7,702	486	1,498	9,687	257	70,805

（記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。）

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 17社

連結子会社はウチダ・オブ・アメリカCorp.、(株)内田洋行ITソリューションズ、ウチダエスコ(株)、(株)サンテック他13社であります。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社は、内田洋行オフィス設備（上海）有限公司であります。

非連結子会社11社はいずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社数 該当ありません。

(2) 持分法を適用した関連会社数 3社

持分法を適用した関連会社は、(株)陽光他2社であります。

(3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社の名称等

主要な非連結子会社 内田洋行オフィス設備（上海）有限公司

主要な関連会社 (株)オーユーシステム

持分法を適用していない非連結子会社11社及び関連会社7社は、それぞれ当期純損益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、ウチダ・オブ・アメリカCorp.他2社を除き連結決算日と一致しております。当該連結子会社の決算日と連結決算日との差は3ヶ月以内であるため、当該連結子会社の事業年度に係る計算書類を基礎として連結を行っております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等……………時価法

以外のもの

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

② デリバティブ……………時価法

③ 棚卸資産

- 商品及び製品……………主として移動平均法による原価法
(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
- 仕掛品……………主として個別法による原価法
- 原材料及び貯蔵品……………主として最終仕入原価法による原価法
(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

- 1998年4月1日以降取得の建物（建物附属設備は除く）……定額法
- 2016年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物……………定額法
- 上記以外の有形固定資産 ……………主として定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

- | | |
|-----------|--------|
| 建物及び構築物 | 3年～50年 |
| 工具、器具及び備品 | 2年～20年 |

② 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

ただし、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売収益に基づく償却額と見込販売有効期間（主として2年）に基づく均等償却額とのいずれか大きい金額を計上しております。また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については主として貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 製品保証引当金

主として文部科学省「GIGAスクール構想」案件の品質保証による将来の支出に備えるため、過去の事例や対応実績等に基づいて算出した発生見込額を計上しております。

③ 賞与引当金

従業員に支給する賞与の当連結会計年度負担分について、支給見込額基準により計上しております。

④ 工事損失引当金

工事契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注案件のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職一時金制度については、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、企業年金制度については、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 在外子会社等の計算書類項目の本邦通貨への換算の基準

在外子会社等の資産及び負債ならびに収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は「純資産の部」における「為替換算調整勘定」として計上しております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社及び連結子会社は、公共関連事業分野、オフィス関連事業分野、情報関連事業分野の3事業分野にわたり幅広い事業活動を展開しており、主に国内の顧客向け、多種多様な製品、商品及びサービスを提供しております。

① 商品及び製品の販売に関する収益認識

商品及び製品の販売については、財又は財に紐づけられるサービスに対する支配が主として時点で顧客に移転します。商品及び製品の販売は、その大部分が日本国内からの出荷取引によるものであり、出荷から着荷までの期間が短いことから、顧客に対して商品及び製品を出荷した時に収益を認識しております。

また、商品及び製品の販売に紐づき一定規模の搬入・据付・組立等のサービスの提供が発生する場合には、主に各財及び各サービスの全てを一体の履行義務として認識し、顧客の検収行為等により支配が顧客に移転した時に収益を認識しております。

② 工事契約等に基づく収益認識

工事契約等の各種請負契約に基づく収益認識においては、顧客の検収行為により支配が顧客に移転した時に収益を認識しております。

ただし、工事等の部分の金額が一定金額以上でかつ、予定工期が一定期間を超える案件において、財又はサービスに対する支配が顧客に一定期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、主に各報告期間の期末日までに発生した実際原価が、予想される総原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

③ 運用支援、保守、システム利用料等に関する収益認識

ICTシステム等の運用支援サービス、保守サポートサービス、システム利用料等の収益認識において、主に財又はサービスに対する支配が一定期間にわたり顧客に移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定期間にわたり収益を認識しております。この場合の履行義務の充足に係る進捗度の測定は、契約期間の経過に基づいて行っております。

また、財又はサービスに対する支配が一時点で顧客に移転する場合には、顧客の検収行為により支配が顧客に移転した時に収益を認識しております。

取引の対価は履行義務の充足前に前受金として受領する場合を除き、履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。また、顧客と約束した対価に変動対価が含まれる重要な取引はありません。顧客との契約は、通常単一の履行義務から構成されておりますが、複数の履行義務から構成されている場合には、財又はサービスの独立販売価格の比率に基づき、それぞれの履行義務に取引価格を配分しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引について、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段として、金利スワップ取引を行っており、借入金に係る金利変動リスクをヘッジ対象としております。

③ ヘッジ方針

金利スワップ取引は実需の範囲内で行っており、投機的取引は行わない方針であります。

④ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引については特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、原則として発生時以降5年間で均等償却しております。ただし、金額が僅少なものは発生年度において全額償却しております。

なお、持分法適用会社についても、これに準じて処理しております。

(9) その他連結計算書類作成のための重要な事項

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

譲渡制限付株式報酬制度

当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づく取締役等の報酬については、対象勤務期間において費用処理しております。

(重要な会計上の見積り)

(製品保証引当金)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

製品保証引当金 (流動負債) 306百万円

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法、算出に用いた主要な仮定

主として文部科学省「GIGAスクール構想」案件の品質保証による将来の支出に備えるため、過去の事例や対応実績等に基づいて算出した発生見込額を計上しております。

品質保証による将来の支出の内容は、主として顧客からの問合せに対応する費用（以下、問合せ対応費用）、障害発生時に問題箇所の一次切り分けに要する費用（以下、障害一次切り分け費用）であります。

品質保証による将来の支出は、過去の事例や対応実績等を基礎に、将来発生する費用を見積り、算定しております。

具体的には、問合せ対応費用は、過去の問合せ対応工数を基礎に、将来発生する作業費用を算定しております。障害一次切り分け費用は、①将来予想される工数に②工数当たりの単価を乗じて算定しております。

②翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来の発生見込額は、主に過去の事例や対応実績等を基礎に将来予想される問合せ対応費用、障害一次切り分け費用等を合理的に算出しておりますが、実際の発生金額と乖離が生じる可能性があります。

その場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において製品保証引当金を計上する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、当連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、当連結会計年度の連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の遡及適用後の期首残高は364百万円増加しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産減価償却累計額

19,053百万円
2. 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

投資有価証券（株式）

5,205百万円
3. 担保に供している資産

受取手形及び売掛金

269百万円

同上に対する債務

支払手形及び買掛金

255百万円
4. 受取手形割引高

109百万円
5. 期末日満期手形等

期末日満期手形等の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形等を満期日に決済が行われたものとして処理しております。

受取手形

573百万円

電子記録債務

1,399百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式

10,419,371株
2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首 株 式 数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株 式 数
普通株式	575,955	193	10,812	565,336

- (注) 1. 自己株式の増加株式数193株は、単元未満株式の買取による取得であります。

2. 自己株式の減少株式数10,812株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。
3. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
2024年10月12日 定時株主総会	普通株式	2,166百万円	220円	2024年7月20日	2024年10月16日

4. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決 議 予 定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
2025年10月11日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,957百万円	300円	2025年7月20日	2025年10月15日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金については銀行借入れにより調達しております。また、一時的な余資については安全性の高い金融資産で運用しております。

デリバティブについては、為替変動リスクや金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理規程に従い、取引開始時に信用調査を行うとともに取引先ごとの与信限度額を設定し、月次で取引先ごとの期日管理と残高管理を行っております。さらに、要注意の取引先については、信用状況を定期的に把握する体制としております。また、受取手形及び売掛金の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、社内規程に従い、必要に応じて先物為替予約を利用してリスクをヘッジしております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して、保有状況を継続的に見直しております。

長期貸付金は、信用リスクに晒されておりますが、主に持分法適用会社に対するものであり、担保を設定しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務、未払金は、1年以内の支払期日のものであります。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、社内規程に従い、必要に応じて先物為替予約を利用してリスクをヘッジしております。

また、支払手形及び買掛金、電子記録債務、未払金、借入金については、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、各部署からの報告に基づき経理部が月次で資金繰計画を作成、更新することにより管理する体制としております。

短期借入金は、主に営業取引に係る資金調達であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、長期借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。また、デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、その利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、信用度の高い国内の金融機関とのみ取引を行っております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価の方法等については、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (7) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要素を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年7月20日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券 其他有価証券	13,572	13,572	－
(2) 長期貸付金	197	197	－
資産計	13,770	13,770	－
デリバティブ取引	59	59	－

(※1) 現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、有価証券、支払手形及び買掛金、電子記録債務、未払金、短期借入金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	700
関係会社株式	5,205
合 計	5,906

(※3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	13,473	－	－	13,473
債券（公社債）	－	99	－	99
資産計	13,473	99	－	13,572
デリバティブ取引	－	59	－	59

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
長期貸付金	－	197	－	197
資産計	－	197	－	197

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。債券は、主にスワップレート等を基に償還までの将来キャッシュ・フローを割り引いた現在価値により算定された金融機関から提示された価格を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

(2) デリバティブ取引

為替予約の時価については、為替レート等の観察可能なインプットに基づいて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(3) 長期貸付金

長期貸付金の時価については、元利金の合計額を同様の新規貸付けを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	公共 関連事業	オフィス 関連事業	情報 関連事業	計		
一時点で移転される財	81,199	58,791	174,760	314,751	1,010	315,762
一定の期間にわたり移転される財	11,581	628	8,900	21,110	88	21,198
顧客との契約から生じる収益	92,781	59,419	183,661	335,862	1,098	336,961
その他の収益	－	－	－	－	93	93
外部顧客への売上高	92,781	59,419	183,661	335,862	1,192	337,055

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、教育研修事業、人材派遣事業、不動産賃貸事業等を含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (6) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係ならびに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	54,055
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	68,284
契約資産（期首残高）	1,041
契約資産（期末残高）	1,350
契約負債（期首残高）	12,040
契約負債（期末残高）	12,096

契約資産は、請負契約について報告期間の末日時点での進捗度に基づいて測定した履行義務の充足部分と交換に受け取る対価に対する権利のうち、債権を除いたものです。契約資産は、対価に対する当社の権利が当該対価の支払期限が到来する前に時の経過だけが要求される無条件な状態となった時点で債権に振替えられます。

契約負債は、顧客からの前受金に関連するものであります。契約負債は収益の認識に伴い取崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、7,057百万円であります。また、当連結会計年度における契約負債の増減は、前受金の受取り（契約負債の増加）と、収益認識（同、減少）により生じたものであります。

過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益（主に、取引価格の変動）の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	17,579
1年超2年以内	4,728
2年超3年以内	2,735
3年超	2,188
合計	27,231

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 7,159円31銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 997円26銭 |

重要な後発事象に関する注記

記載すべき事項はありません。

■ 計算書類

貸借対照表 (2025年7月20日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	88,315
現金及び預金	12,803
受取手形、売掛金及び契約資産	30,221
有価証券	1,500
商品	11,653
仕掛品	14,615
前渡金	308
前払費用	219
関係会社短期貸付金	15,609
未収入金	610
未収還付消費税等	774
その他	22
貸倒引当金	△24
固定資産	41,284
有形固定資産	7,786
建物	2,076
構築物	21
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	445
土地	5,229
その他	13
無形固定資産	3,146
ソフトウェア	3,135
その他	10
投資その他の資産	30,351
投資有価証券	13,893
関係会社株式	11,296
関係会社長期貸付金	197
長期前払費用	1
前払年金費用	4,392
その他	694
貸倒引当金	△124
資産合計	129,600

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	73,165
電子記録債務	9,398
買掛金	38,162
短期借入金	1,810
関係会社短期借入金	7,213
未払金	278
未払費用	2,944
未払法人税等	1,651
契約負債	9,300
預り金	757
製品保証引当金	306
賞与引当金	1,292
工事損失引当金	40
その他	10
固定負債	8,781
繰延税金負債	2,310
退職給付引当金	4,306
資産除去債務	68
預り保証金	2,072
その他	22
負債合計	81,947
(純資産の部)	
株主資本	40,200
資本金	5,000
資本剰余金	3,862
資本準備金	3,629
その他資本剰余金	233
利益剰余金	32,695
利益準備金	1,168
その他利益剰余金	31,527
不動産圧縮積立金	1,121
別途積立金	6,110
繰越利益剰余金	24,296
自己株式	△1,357
評価・換算差額等	7,452
その他有価証券評価差額金	7,452
純資産合計	47,653
負債純資産合計	129,600

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書（2024年7月21日から2025年7月20日まで）

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		156,060
売上原価		126,593
売上総利益		29,467
販売費及び一般管理費		24,524
営業利益		4,943
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,964	
雑収入	934	4,898
営業外費用		
支払利息	84	
不動産賃貸費用	103	
貸倒損失	125	
雑損失	472	786
経常利益		9,055
特別利益		
投資有価証券売却益	1,353	1,353
税引前当期純利益		10,408
法人税、住民税及び事業税	1,881	
法人税等調整額	273	2,154
当期純利益		8,254

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書（2024年7月21日から2025年7月20日まで）

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						不動産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当事業年度期首残高	5,000	3,629	187	3,816	1,168	1,143	6,110	18,186	26,607
当事業年度中の変動額									
剰余金の配当								△2,166	△2,166
当期純利益								8,254	8,254
不動産圧縮積立金の取崩						△22		22	－
自己株式の取得									
自己株式の処分			46	46					
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額(純額)									
当事業年度中の変動額合計	－	－	46	46	－	△22	－	6,110	6,088
当事業年度末残高	5,000	3,629	233	3,862	1,168	1,121	6,110	24,296	32,695

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当事業年度期首残高	△1,382	34,041	8,218	8,218	42,260
当事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△2,166			△2,166
当期純利益		8,254			8,254
不動産圧縮積立金の取崩		－			－
自己株式の取得	△1	△1			△1
自己株式の処分	26	72			72
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額(純額)			△766	△766	△766
当事業年度中の変動額合計	24	6,159	△766	△766	5,392
当事業年度末残高	△1,357	40,200	7,452	7,452	47,653

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - 市場価格のない株式等以外のもの…時価法
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - 市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法
2. デリバティブの評価基準及び評価方法…時価法
3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - 商品……………移動平均法による原価法
(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
 - 仕掛品……………個別法による原価法
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
 - 1998年4月1日以降取得の建物（建物附属設備は除く）……………定額法
 - 2016年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物……………定額法
 - 上記以外の有形固定資産……………定率法なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	6年～50年
工具、器具及び備品	2年～20年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法
ただし、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売収益に基づく償却額と見込販売有効期間（2年）に基づく均等償却額とのいずれか大きい金額を計上しております。また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
 - (3) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。
5. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 製品保証引当金
主として文部科学省「GIGAスクール構想」案件の品質保証による将来の支出に備えるため、過去の事例や対応実績等に基づいて算出した発生見込額を計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員に支給する賞与の当事業年度負担分について、支給見込額基準により計上しております。

(4) 工事損失引当金

工事契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注案件のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、それぞれ発生年度の翌事業年度から費用処理しております。

6. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、公共関連事業分野、オフィス関連事業分野、情報関連事業分野の3事業分野にわたり幅広い事業活動を展開しており、国内の顧客向け、多種多様な製品、商品及びサービスを提供しております。

(1) 商品及び製品の販売に関する収益認識

商品及び製品の販売については、財又は財に紐づけられるサービスに対する支配が主として一時点で顧客に移転します。商品及び製品の販売は、その大部分が日本国内からの出荷取引によるものであり、出荷から着荷までの期間が短いことから、顧客に対して商品及び製品を出荷した時に収益を認識しております。

また、商品及び製品の販売に紐づき一定規模の搬入・据付・組立等のサービスの提供が発生する場合には、主に各財及び各サービスの全てを一体の履行義務として認識し、顧客の検収行為により支配が顧客に移転した時に収益を認識しております。

(2) 工事契約等に基づく収益認識

工事契約等の各種請負契約に基づく収益認識においては、顧客の検収行為により支配が顧客に移転した時に収益を認識しております。

ただし、工事等の部分の金額が一定金額以上でかつ、予定工期が一定期間を超える案件において、財又はサービスに対する支配が顧客に一定期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、主に各報告期間の期末日までに発生した実際原価が、予想される総原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

(3) 運用支援、保守、システム利用料等に関する収益認識

ICTシステム等の運用支援サービス、保守サポートサービス、システム利用料等の収益認識において、主に財又はサービスに対する支配が一定期間にわたり顧客に移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定期間にわたり収益を認識しております。こ

の場合の履行義務の充足に係る進捗度の測定は、契約期間の経過に基づいて行っております。

また、財又はサービスに対する支配が一時点で顧客に移転する場合には、顧客の検収行為により支配が顧客に移転した時に収益を認識しております。

取引の対価は履行義務の充足前に前受金として受領する場合を除き、履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。また、顧客と約束した対価に変動対価が含まれる重要な取引はありません。顧客との契約は、通常単一の履行義務から構成されておりますが、複数の履行義務から構成されている場合には、財又はサービスの独立販売価格の比率に基づき、それぞれの履行義務に取引価格を配分しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引について、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段として、金利スワップ取引を行っており、借入金に係る金利変動リスクをヘッジ対象としております。

(3) ヘッジ方針

金利スワップ取引は実需の範囲内で行っており、投機的取引は行わない方針であります。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引については特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

8. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(2) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

譲渡制限付株式報酬制度

当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づく取締役等の報酬については、対象勤務期間において費用処理しております。

(重要な会計上の見積り)

(製品保証引当金)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

製品保証引当金 (流動負債) 306百万円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法、算出に用いた主要な仮定

主として文部科学省「GIGAスクール構想」案件の品質保証による将来の支出に備えるため、過去の事例や対応実績等に基づいて算出した発生見込額を計上しております。

品質保証による将来の支出の内容は、主として顧客からの問合せに対応する費用（以下、問合せ対応費用）、障害発生時に問題箇所の一次切り分けに要する費用（以下、障害一次切り分け費用）であります。

品質保証による将来の支出は、過去の事例や対応実績等を基礎に、将来発生する費用を見積り、算定しております。

具体的には、問合せ対応費用は、過去の問合せ対応工数を基礎に、将来発生する作業費用を算定しております。障害一次切り分け費用は、①将来予想される工数に②工数当たりの単価を乗じて算定しております。

②翌事業年度の計算書類に与える影響

将来の発生見込額は、主に過去の事例や対応実績等を基礎に将来予想される問合せ対応費用、障害一次切り分け費用等を合理的に算出しておりますが、実際の発生金額と乖離が生じる可能性があります。

その場合、翌事業年度以降の計算書類において製品保証引当金を計上する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する金銭債権または金銭債務（区分掲記除く。）

短期金銭債権	3,984百万円
短期金銭債務	12,239百万円
長期金銭債務	31百万円

2. 有形固定資産減価償却累計額 12,931百万円

3. 債務保証

ウチダスペクトラム(株)（営業債務）	13,731百万円
内田洋行グローバル(株)（営業債務）	23百万円

4. 期末日満期手形等

期末日満期手形等の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形等を満期日に決済が行われたものとして処理しております。

受取手形	538百万円
電子記録債務	1,749百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	16,889百万円
営業費用	45,888百万円
営業取引以外の取引高	5,529百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首 株 式 数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株 式 数
普通株式	570,665	193	10,812	560,046

(注) 1. 自己株式の増加株式数193株は、単元未満株式の買取による取得であります。

2. 自己株式の減少株式数10,812株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

投資に係る評価減	3,094百万円
退職給付引当金	1,349百万円
減損損失	567百万円
減価償却費	562百万円
賞与引当金	395百万円
製品保証引当金	93百万円
貸倒引当金	51百万円
商品評価減	64百万円
その他	564百万円

繰延税金資産小計 6,744百万円

評価性引当額 △ 3,845百万円

繰延税金資産合計 2,899百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△ 3,310百万円
前払年金費用	△ 1,383百万円
不動産圧縮積立金	△ 515百万円
その他	△ 0百万円

繰延税金負債合計 △ 5,210百万円

繰延税金負債の純額 △ 2,310百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率 30.6%

(調整)

交際費等永久に損金に算入されない項目 1.2%

評価性引当額 0.5%

住民税均等割 0.3%

受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △ 10.5%

税額控除による影響額 △ 1.4%

その他 0.0%

税効果会計適用後の法人税等の負担率 20.7%

関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	ウチダエスコ株式会社	所有 直接 100.0	商品の仕入	商品の仕入 (注) 1	百万円	買掛金	百万円
					7,376	電子記録債務	660
			資金の借入	資金の借入 (注) 3	2,504	短期借入金	2,504
				利息の支払	4	—	—
			配当金の受取	受取配当金	1,008	—	—
子会社	ウチダスペクトラム株式会社	所有 直接 96.9	商品の仕入	商品の仕入 (注) 1	15,206	買掛金	5,838
			資金の援助	債務保証 (注) 2	13,731	—	—
				資金の貸付 (注) 3	7,300	短期貸付金	14,500
				利息の受取	20	未収入金	3
子会社	株式会社内田洋行ITソリューションズ	所有 直接 89.7 間接 10.3	商品の販売	商品の販売 (注) 1	4,548	売掛金	1,349
			資金の借入	資金の借入 (注) 3	119	短期借入金	2,803
				利息の支払	19	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 商品の仕入、商品の販売等については、市場価格を勘案し交渉のうえ価格を決定しております。
2. ウチダスペクトラム株式会社の仕入取引から生じる債務に関するものであります。
3. 資金の貸付、資金の借入については、市場金利を勘案して利率を決定しております。また、資金の貸付、資金の借入の取引金額には純額を記載しております。

2. 役員及び個人主要株主等

属性	氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	大久保 昇	被所有 直接 0.49	当社代表取締役社長	金銭報酬債権の現物 出資に伴う自己株式 の処分(注)	百万円 22	—	百万円 —

(注) 譲渡制限付株式報酬制度に伴う、自己株式の割当てによるものであります。

収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、記載を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 4,833円33銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 837円43銭 |

重要な後発事象に関する注記

記載すべき事項はありません。

監査報告書

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年9月8日

株式会社 内 田 洋 行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 成 島 徹
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 瀧 浦 晶 平
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社内田洋行の2024年7月21日から2025年7月20日までの第87期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上